

番号	契約担当課	契約締結前の情報					契約締結後の情報			
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法
1	社会教育課	総合センター施設清掃業務委託	篠栗町総合センター(クリエイト篠栗)	施設内外の清掃及び整理、部屋貸出のための準備等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第4項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,695,042	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
2	社会教育課	篠栗町社会体育館清掃業務委託	篠栗町社会体育館	篠栗町立社会体育館	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥551,232	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
3	社会教育課	篠栗町町民体育館受付管理業務委託	篠栗町民体育館	受付、管理業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,075,385	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
4	社会教育課	篠栗町合併50周年記念体育館及び篠栗町武道館清掃業務委託	合併50周年記念体育館	清掃業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥551,232	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
5	社会教育課	篠栗町合併50周年記念体育館及び篠栗町武道館受付管理業務委託	合併50周年記念体育館	受付、管理業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,148,595	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
6	社会教育課	篠栗町総合運動公園貸出受付業務委託	篠栗町総合運動公園管理棟内	体育施設利用の受付業務等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥5,423,319	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
7	社会教育課	篠栗町総合運動公園内グラウンド等管理業務委託	篠栗町総合運動公園内	草刈等業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第3項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,691,210	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
8	社会教育課	篠栗町総合運動公園除草作業業務委託	篠栗町総合運動公園内	公園内の除草、ゴミ拾い等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥3,152,570	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
9	社会教育課	篠栗町総合運動公園トイレ清掃業務委託	篠栗町総合運動公園内	公園内トイレ清掃	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第4項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥1,591,445	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
10	こども育成課	児童館衛生管理業務	やまばと児童館 たけのこ児童館 すぎのこ児童館	・館内清掃 ・草木剪定、消毒等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥711,843	令和4年4月1日から令和4年8月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
11	上下水道課	上下水道量水器検針業務	篠栗町内	上下水道量水器検針業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥55/件	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

番号	契約担当課	契約締結前の情報					契約締結後の情報			
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法
12	都市整備課	ストックヤード清掃整理・回収業務委託	篠栗町内	・ストックヤード内及び周辺の清掃 ・ストックヤード内の資源物の整理、搬出、計量	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥3,928,800	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
13	都市整備課	旅石公園草刈業務	篠栗町内	公園内の草刈・樹木剪定・美化清掃等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥671,998	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
14	都市整備課	鳴淵ダム公園内美化整備業務	篠栗町大字金出地内	・人力または機械による除草 ・高中低木剪定	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,396,524	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
15	福祉課	地域活動支援センター(Ⅲ型)事業委託	糟屋郡粕屋町内	障害者の自立及び社会参加支援事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	社会福祉法人 福岡あけぼの会	¥2,876,000	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
16	福祉課	相談支援事業及び地域活動支援センター事業(Ⅰ型)委託	糟屋郡志免町内	・精神障害者等への相談支援事業 ・精神障害者等の地域活動支援センター事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	特定非営利活動法人 マインドリカバリー	¥3,979,000	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
17	福祉課	障がい者相談支援事業委託	糟屋郡久山町内	・福祉サービスの利用援助 ・社会資源を活用するための援助 他	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	社会福祉法人 バプテスト心身障害児(者)を守る会 久山療育園	¥2,149,000	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
18	福祉課	糟屋中南部障害者(児)地域自立支援協議会事務局に係る業務委託	糟屋郡久山町内	障害者の自立及び社会参加支援事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	社会福祉法人 バプテスト心身障害児(者)を守る会 久山療育園	¥755,000	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)